

＜児童生徒等の陽性判明時における初動対応の新基準＞

【学級等の対応】

- 学級で1人でも陽性が判明した場合

現 行	・ 保健所等の調査・判断により、学級等の接触者を特定した後、該当者を自宅待機
新基準	・ 保健所等の調査・判断を待たず、速やかに学級全体を自宅待機（学級閉鎖） ※ 保健所がPCR検査の受検者等を判断するまでの期間（以降は、保健所の指示に従って対応）

※ 小・中学校等については、実情に応じて判断願います。

- 学級閉鎖が同一学年に複数発生した場合
→ 当該学年を学年閉鎖（現行と同様）
- 学年閉鎖が複数発生した場合
→ 学校全体を臨時休業（現行と同様）

【部活動の対応】

- 部員で1人でも陽性が判明した場合

現 行	・ 保健所等の調査・判断により、部活動における接触者を特定した後、該当者を自宅待機
新基準	・ 保健所等の調査・判断を待たず、速やかに陽性者が所属する部活動を休止（部員全員を自宅待機） ※ 保健所がPCR検査の受検者等を判断するまでの期間（以降は、保健所の指示に従って対応）

■ 新基準に係る留意事項

- 新基準は、オミクロン株の高い伝播性や短い潜伏期間等に、より速やかに、より幅広く対応することを目的として設定
- 新基準の適応期間：感染状況の変化等により、新たに通知するまでの期間
- 接触者の定義
（感染可能期間（基準日を含め3日前まで）に陽性者と接触した者）
＜基準日＞
 - ・ 陽性者が無症状だった場合・・・陽性者がPCR検査等を受検した日
 - ・ 陽性者が有症状だった場合・・・陽性者に症状が出た日
 - ※ 発熱だけでなく頭痛、咽頭痛、倦怠感等の症状が少しでも現れた日
- 自宅待機を要請するのは、陽性者が所属する学級の児童生徒全員だけでなく、感染可能期間内に陽性者と授業等を受けた者が1人でも在籍する学級の児童生徒全員を含みます。
- 学級閉鎖等が発生した場合には、オンライン等による学習支援をお願いします。また、進路等に関する個別指導や教育相談等を希望する者に対しては、対面・オンラインにより実施してください。
- 陽性者が感染可能期間に登校等をしていない場合は、この限りではありません。
- 教職員の陽性が判明した場合は、新基準に従って学級閉鎖等とはせず、現行どおり個別の判断とします。